

会議録

1 附属機関の名称

犬山市歴史まちづくり協議会

2 開催日時

令和5年3月30日（木） 14時00分～15時30分

3 開催場所

犬山市役所4階401会議室

4 出席した者の氏名

（1）委員

越澤明、苅谷勇雅、赤塚次郎、加茂紀和子、中村真咲、成瀬淳子、間瀬道男
二ノ宮明彦（代理 諸戸健一）、菊池学（代理 浅岡宏司）、北川善己（代理 野本敬弘）
石橋隆史（オブザーバー）

（2）執行機関

原市長、滝教育長、中村教育部長
（歴史まちづくり課）加藤課長、渡邊課長補佐、中村主査補、大前主事補

5 傍聴人の数

0人

6 内容

（1）署名人の指名

越澤委員長より、以後名簿順でお願いしたい旨の提案があり、今回の会議は苅谷委員と赤塚委員にお願いすることとなった。

（2）報告事項

報告事項1：犬山市福祉会館解体事業（令和2年度～令和3年度）

【質疑応答】

委員：専門部会の際に、犬山城下町では10間が17.5メートルであったという可能性があり、そういう目でもう1回精査するとよいのではないかというアドバイスがあった。

委員：福祉会館の敷地境界と大手門の関係は把握できていないという理解でよいか。

事務局：大手門のあったあたりが福祉会館の地下室が作られていた場所で、今の地表面から6メートルくらいのところまでを掘削をされてしまっているという状況になっている。

委員：大手門の遺構は今後も発見できない可能性が高いということか。

事務局：その可能性が高い。

委員：本町通の東側にまちづくり拠点施設があり、今後の史跡指定の候補地となっているが、そこも枡形の一部に入るといえるのか。

事務局：そうである。

委員：そこはまだ発掘調査をしていないということか。

事務局：一度敷地の南側の一部を掘ったことはある。

委員：今広場として使っている場所を掘ると、枡形の一番東の端が確認できる可能性もあるのか。

事務局：絵図からの比定からどこまでわかるかというところはあるが、枡形の東端にかなり近いところではあると考えられる。

報告事項2：犬山市分庁舎解体事業（令和3年度～令和4年度）

【質疑応答】

委員：今回の分庁舎の場所は、市の政策としては売却する予定であるが、本当に犬山城の外堀の跡がないか確認をする必要はないか。また、この場所は犬山駅と本町通をつなぐ場所なので、観光や歴史文化に資するもの建てることを売却の条件にするということをしなくてよいのか。また、解体に伴う立会いは行ったが、売却したとしても、敷地および堀推定地に接したところについては、地下階を作らない、慎重に工事を行うなどを条件に付けてはどうかというような意見が専門部会から出ている。そのあたりはまとめて市の上層部に報告いただきたい。売却そのものに反対するものではないが、歴史まちづくりということで補助金が交付されているので、十分に配慮して進めていただきたいというのが結論である。

委員：敷地西側の水路のところは地元でも総構えの一部であると認識しており、現在も段になっている。本当に外堀の外なのかどうかというのは、あまり軽率に判断しない方がよいと思う。

敷地東側についても、お城以前の中世の遺構が広がっている可能性も高いことから、調査の対象となるべきであると思う。中世の遺構についてはこれまでほとんど犬山では調査していないから、チャンスがあれば調査をやっていく必要がある。それ以外の東側へ下がっていく部分にもう少し古い町が、名前が消えてしまった北宿などが余坂にかけて広がっている可能性が高いので、そのあたりは少し考えた方がいいかと思う。

今回の調査で、遺物は出ているのか。

事務局：遺物は出ていない。

委員：天文5年の犬山城下の絵図でいうと、西側のところが薄墨、東側のところが水色になっている。これがどういうことかこの発掘調査から推定できるのか。大手門のところは空堀で、その色はグレーに見える。絵図だから、断定は難しいが、せっかく発掘調査をしているので、何かそのあたりを見極める工夫がないか。また、ほぼ確実に総構えの遺構であるということによいか。

事務局：そうである。

委員：金沢城も総構えの城で、総構えの断面を見せるような場所を整備して、そこが総構えであったということが分かるようになっている。露出展示、再現展示をすると、犬山城下町が総構えだとはっきりわかるということなので、そういう意味でも大変大事だと思う。

委員：総構えがどういう状況であったのかということが唯一わかる場所が残っている。一番南側の木ノ下のお城のところの個人の家に、総構えの堀と堤が庭状に残っていて、その場所が堀と堤のイメージが分かるので、これが一番近いと思う。

委員：グレーの部分はおそらく堤ではないかと思う。

委員：今から8年位前に、現在の都市計画課主導で、当時の道路と地籍図を徹底的に調べなおして掘割の位置を推定した。今回の図で見ると、濃い色の部分は空堀ではない部分でも垂直に切っているような印象がある。この測量結果でいうと、南側の総構えのところはやや傾斜している。掘ってみないとわからないが、後ろに近いところが垂直という解釈でいった場合には、この絵図が正しいとすると、西側は傾斜の堤があって、東側は垂直に切られているということになる。

売却方針を決めているときにまだここまで犬山城の総構えであるということが分かっていない時期であったと思うので、売却するとしても、もう少し調べたことをやっておいた方がいいと思う。

委員：史跡の総構えの跡地というのを、金沢市は何ヶ所か買収している。また美濃市では定期借地権で市の土地を民間の事業者に長期に貸して、高級ホテルにもなっているという事例がある。いろいろな使い方があるので、いまの外堀、総構えの調査も含めて今後の考え方を説明してほしい。

事務局：現地にはおそらく残っていないが、水路の余堀^{よぼり}の部分まで堀が出ていた可能性がある。それが掘られて無くなっている。なので、旧庁舎跡で堀跡の確認はできないが、他の機会があれば、タイミングをとらえて総構えの全体像を少しずつ蓄積しながら、確認するようなことができるかということも考えている。

委員：市としてはこの用地の処分については急いでいるのか。それとも、売却という方針は一応立てているけれども、そういうところの調査はしたうえで売却するのか。というのも、売却するときに遺構の状況がわかっていると、買い手も困ってしまう。外堀の遺構がさらに下に見つかった場合に、当然そこは使えないということも出てくると困ると思う。市の方で自ら主体的に一回発掘したうえで明らかにして、もう一度再度方針を決めて、売却なり定期借地なりどうするのか選択肢があると思うが、どのようになりそうか。何が何でも来年度に売却しないと困るということがあるのか含めて説明してほしい。

事務局：現状では令和5年に売却の手続きに入ると聞いている。解体工事の立会いを行った中で、ここには堀がないというように結論付けているが、通常の埋蔵文化財に対する対応として、埋蔵文化財包蔵地の有無照会をかけていただいて、そこで立会いを行うということも考えている。

基本的には今回のところは堀の東側であるという説明をしたが、堀自体が東に来ている可能性はある。東側に来ていたとしても、水路を作った後で、削られてしまっているという状況を考えると、今の分庁舎の敷地の中で堀の痕跡が見つかる可能性は低いと考えている。

ただし、売却にあたっては、この場所、特に敷地西側はそういう場所であるということは事前に伝える必要があると考えており、その場所を新たにさらに掘削するような場合には立会いをお願いしなければいけないと思っている。

委員：文化財保護審議会に説明して意見を聞くこととなっているのか、それとも今のところは考えていないのか。

事務局：今年度の報告内容には入っていないので、次回報告予定である。

委員：水路については、地元の方も堀跡だという認識があるので、そういった地元の意向を無視して何もやっていないというのはまずいと思う。

一般的な埋蔵文化財包蔵地或いは遺跡として、調査するなり、最低限立会いなり、何らかの形で関与していかなければいけないと思う。

委員：50年前に福祉会館の工事を行ったときは発掘をしなかったが、これは今から考えるとまずかった。今、総構えについては関心度が高まってきた事案なので、関係課と相談して、市として主体的にもう少し調べた方が、最終的には歴史まちづくり課としての説明もしやすいと思う。

委員：今回発掘調査をしたところでは堀跡は出なかったようだが、この近辺に堀があった可能性がある。したがって、もう少し調査、検討したうえで何か遺跡的なものが見つかれば、総構えの一部、史跡犬山城跡の一部ということになり、将来的な追加指定の可能性がある。金沢市のように、総構えであることを示すような努力をした方がいいと思う。

委員：世界遺産登録のための取組みをする中で、現代都市の中で積み重ねの遺構として、一番外側のリングなり城壁なりの事実確認を行う中で重要なので、上の方とも相談していただければと思う。

(3) 協議事項

協議事項1：令和4年度犬山市歴史まちづくり事業について（承認）

【質疑応答】

委員：犬山市歴史まちづくり賞の審査コメントの中で、「厨子二階」の特徴をよく残すところがあるが、犬山の他の物件はもう少し背が高いと思う。書きぶりを少し改めてはどうか。

委員：専門的見地からのコメントなので、書き方、字句の表現は専門部会で考えたい。空調機が現在見えているが、歴史まちづくり賞を受賞したので自主的に整備してもらおうというだけでなく、国の支援が可能な歴史的風致形成建造物の候補にして、追加指定をしてほしいというのが専門部会の意見である。そうすると行政的な支援が可能になってくる。空調機を隠したり、ずらしたりして修景上の支援ができるという

いと思う。

委員：文化財保存活用地域計画については、いつごろ認定となる予定か。

事務局：5月に申請をする予定。それを受けて7月の文化審議会文化財分科会で審議される。文化財保存活用地域計画について歴史的風致維持向上計画に記載するのは、令和5年度末の変更のタイミングとなる。

協議事項2：犬山市歴史的風致維持向上計画（第2期）変更（案）について（承認）

【質疑応答】

委員：26ページの如庵の記載について、「ホテルインディゴ犬山有楽苑敷地内に移設」とあるが、ホテルに隣接する名古屋鉄道株式会社敷地に移設されたというのが正確である。また、「名鉄犬山ホテル」の文言が残っている部分があった。

事務局：ご指摘の点について修正する。

委員：先ほどの議題にあった、「巖骨庵」については、歴史的風致形成建造物の候補物件に追加するというので、よろしいか。

委員：異議なし。

委員：23ページの指定等文化財件数について、犬山市内に国宝が2件あるということは重要なので、国宝と重要文化財を分けて書くことはできないか。また、如庵についての写真を追加することはできないか。

事務局：書き方の工夫、写真の追加について検討する。

委員：130ページのエリア分けについて、駅から見ると、犬山城が見えるというスポットがあったが、駅前に31メートルの建物ができるとそういった眺望が無くなることになる。意匠等も含めて今後どうするという計画はあるのか。

事務局：具体的に計画に書き込むということはまだないが、視点場を設けて、そこからの眺望を確保するという事は、今後世界遺産を見据えても必要だと思っている。視点場の設定をして眺望を守っていくことは将来的にやっていきたい。

委員：今回売却する予定の分庁舎は31メートル規制の範囲か。

事務局：そうである。

委員：せっかく福社会館を撤去したのに高い建物が出来たらよろしくない。名鉄のミュージアムスタイルはどれくらいの高さか。

事務局：5階建て、20メートル程度。

委員：駅前に桜があって、ミュージアムスタイルがあって、低層で非常にいい雰囲気である。道路外のところがレストランとなっているが、名鉄が自主的に平屋にしている。

委員：景観の規制については、都市計画課の担当か。

事務局：そのとおりである。

委員：今の話について都市計画課に伝えるように。

事務局：承知した。

委員：181ページの(3) その他保全の措置が必要な建造物の書きぶりについて、3行目に「これらの建造物の維持・管理は、建造物の外観の維持・保存を基本とする」との記述があるが、1行～2行目にかけて、登録有形文化財や市指定文化財の記載があり、指定・登録文化財も含むように読めてしまう。市指定文化財は内観の維持も必要であるから、書き方を改めること。

事務局：ご指摘の点について修正する。

委員：140ページの観光トイレ改修事業について、最近東京にできたトイレは、女性専用トイレが無くなるなどして、問題となっている。犬山市としてトイレについて方針があったり、議論をしたことはあるのか。

事務局：そのような性別についての方針や議論はなされていない。洋式化について方針があるのみである。

協議事項3：進行管理・評価シートについて（承認）

【質疑応答】

委員：23ページの床磨きについて、顔が分かる写真だが、プライバシー上問題がないか。また、何年何月撮影という時点を入れた方がよいのではないか。

事務局：ご指摘の点について修正する。

委員：犬山城の下にトンネルがあり、崩落の危険があるため今は人が入れないようになっているが、将来的にどうするのか。

事務局：トンネルについては、現在ボーリング調査、設計をやっている。令和5年度中の修理完了を目指していると聞いている。

委員：針綱神社の前の広場の対面に商店、土産店があるが、景観的に貧弱な建物である。補助措置や融資措置をうまく使って、将来的な修景や建て替えができないのか。市で何か具体的な議論はされているのか。

事務局：具体的な議論はなされていない。課題としては認識をしているが、所有者もいるため、すぐに解決ができる状況ではなかった。一方、車山を並べる方向などを議論して変えるなど、工夫をしているので検討を引き続きしていきたい。

委員：世界遺産の富士山でも、五合目の商店街の景観が悪いということで、イコモスからアドバイスが出ている。すぐできることではないが、地元自治体、地元の商店街の人たちが対応を考え始めていると聞いている。時間がかかってもいいので、方向性を出した方がよいのではないか。

委員：景観上重要な場所については、公園的な事業で一部を買い取るなどすることを考えた方がよいのではないか。所有者に支援をするか、買い取ったうえで、市の土地として一定の条件で貸し出すか、そういうやり方しかないのではないか。関係課でぜひ相談いただきたい。